

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会定款細則

(昭和51年2月25日)

改正	昭和51年11月13日	昭和52年3月18日
	昭和59年2月10日	昭和59年7月18日
	昭和63年5月28日	平成3年3月4日
	平成5年12月24日	平成11年1月1日
	平成11年6月1日	平成12年3月27日
	平成13年3月29日	平成22年3月12日
	平成23年5月2日	平成24年5月29日
	平成29年1月26日	平成30年1月19日
	令和3年6月29日	

(目的)

第1条 この会の運営及び業務の執行に関する事項は、定款に定めるもののほか、この細則の定めるところとする。

(役員 の 定義)

第2条 この会の役員は、理事及び監事とする。

(会長 の 職務)

第3条 業務の執行及び事務の処理は、定款及び定款細則並びに決裁規程に基づいて会長が行う。但し、事務の処理については、理事会で定めた専決事項に基づき常務理事並びに事務局長及び課長が専決することができる。

(役員 の 選任方法)

第4条 役員 の 選任は、会員のうち次の団体及び関係機関の代表者を評議員会において選任する。但し、行政関係職員は役員総数の5分1をこえてはならない。

(1) 壬生町民生委員児童委員協議会	1
(2) いきいき壬雷クラブ連合会	1
(3) 壬生町遺族会	1
(4) 壬生町身体障害者福社会	1
(5) 壬生町ひまわり会	1
(6) 壬生町自治会連合会	1
(7) 壬生町女性会	1
(8) 壬生町教育委員会	1
(9) 壬生町商工会	1
(10) 下野農業協同組合	1
(11) 行政機関	1
(12) 壬生町社会教育委員	1
(13) 壬生町ボランティア連絡協議会	1
(14) 下野保護区保護司会壬生町分区	1
(15) 社会福祉施設	1
(16) 学識経験者	2

2 役員に欠員が生じたときは、すみやかに前項の手続を経て補充しなければならない。但し、団体代表者が任期中途で交替した場合には、新しい代表が補充就任するものとする。

(評議員 の 選任)

第5条 評議員選任候補者は、別表1に定める団体及び関係機関から選出された代表者とし、理事会における推薦の提案を受け、評議員選任・解任委員会において決議する。

2 当該者が不適任と判断された場合、理事会における解任の提案を受け、評議員選任・解任委員会において決議する。

(会員)

第6条 この会の会員は、この法人の業務に賛同するものとし、次のように区分する。

- (1) 普通会員 (各世帯)
- (2) 特別会員 (篤志家・会社等)
- (3) 賛助会員 (個人・団体・施設等)
- (4) 協力会員 (個人等)

(会費)

第7条 会員は次により会費を負担する。

- | | | |
|----------|------|---------|
| (1) 普通会員 | 年間一口 | 500円 |
| (2) 特別会員 | 〃 | 10,000円 |
| (3) 賛助会員 | 〃 | 5,000円 |
| (4) 協力会員 | 〃 | 2,000円 |

(委員会)

第8条 この会に次の委員会を置くことができる。

- (1) 総合企画委員会
- (2) 財政委員会
- (3) 居宅介護委員会

2 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 各委員会に、委員長、副委員長、それぞれ1名を置き、委員の互選により選出する。

4 委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第9条 委員会は会長が招集し、委員長が運営する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この細則は、昭和51年2月1日から施行する。

附 則

この細則の第7条の改正規定は、昭和51年11月13日から施行する。

附 則

この細則の第9条の改正規定は、昭和52年3月18日から施行する。

附 則

この細則の第8条・第9条の改正規定は、昭和59年2月10日から施行する。

附 則

この細則の第10条の改正規定は、昭和59年7月18日から施行する。

附 則

この細則の第4条・第7条の改正規定は、昭和63年5月30日から施行する。

附 則

この細則の第5条・第6条の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年12月24日から施行する。

附 則

この細則の第4条の改正規定は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この細則の第4条・第7条の改正規定は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この細則の第4条・第5条・第6条・第7条・第12条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則の第3条・第4条・第5条・第8条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則の第4条・第5条の改正規定は、平成22年7月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月26日から施行する。

(変更後の定款細則は、平成29年4月1日から施行する)

附 則

この細則は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月29日から施行する。

別表1（第5条関係）

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会評議員

No.	関係団体・機関名	評議員
1.	壬生町民生委員児童委員協議会	2
2.	壬生町身体障害者福祉会	1
3.	いきいき壬雷クラブ連合会	1
4.	壬生町ひまわり会	1
5.	下野保護区保護司会壬生町分区	1
6.	壬生町社会教育委員	1
7.	壬生町女性会	1
8.	壬生町商工会青年部	1
9.	壬生町自治会連合会	2
10.	壬生町ボランティア連絡協議会	1
11.	壬生町PTA連合会	1
12.	社会福祉施設	1
13.	壬生町議会	2
14.	壬生町教育委員会	1
15.	壬生町医師会代表	1
16.	壬生町商工会	1
17.	下野農業協同組合	1
18.	栃木法人会壬生地区会	1
19.	おもちゃ団地協同組合	1
20.	獨協医科大学	1
21.	行政機関	1
22.	壬生町心身障害児・者親の会	1
23.	壬生町人権擁護委員協議会	1
24.	壬生町小中学校長会	1
25.	壬生ロータリークラブ	1
26.	壬生ライオンズクラブ	1